新型コロナウイルス感染症対策における介護サービス事業者等の取組

１　運営方針について

事業所内の運営方針を決定する。

1. 利用者の安全確保

利用者は体力や抵抗力が弱い場合が多いに留意して感染防止に努める。

⑵　サービスの継続確保

利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。

⑶ 職員の安全確保

 業務の特性上、職員は感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

２　感染疑い及び感染者発生時の想定

1. 感染疑い及び感染者発生時の業務内容の優先順位について

「必ず行う必要がある」「一時的に行わない」「中止する」など業務の整理　をする。事業所やフロア間等の職員の接触を避ける。兼務職員等の場合で、人員確保が困難な場合等は介護保険課に相談する。

1. 防護具の備蓄や感染対策に関する研修の実施

防護具を確保しておくとともに、ガウンテクニックなど使用方法や留意点、廃棄方法等について事前に研修動画等で確認の上、事業所内で準備しておく。

⑶ 職員及び同居家族に感染が疑われる場合の連絡や対応の決定

体調不良時の休暇取得や防護具の使用、在宅勤務等が可能な体制構築などを行う。

⑷ クラスター発生時、職員の補充・配置転換の必要性の共有

 法人内の事業者間での応援体制の構築や情報伝達方法の確保などを実施しておく。

３　利用者や家族への説明

1. 日常の健康観察と報告について

　　　本人及び同居家族の発熱や体調不良時、PCR検査対象となった時には、ケアマネジャーや利用している介護サービス事業所に必ず連絡する。

1. 本人及び家族の感染確認時、及び濃厚接触者期間の対応について

かかりつけ医や保健所の指示に従い、ケアマネジャーや利用している介護サービス事業所に連絡する。

本人及び同居家族に感染確認及び疑いがある場合は、サービス提供内容、訪問頻度、時間、担当者等が変更になる可能性がある。

病床ひっ迫時等は自宅療養になる可能性もあるが、サービス提供を最低限とし、感染拡大防止を優先する。

1. ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の実践

人工呼吸器等の治療が可能な病床は限られており、入院先を探す段階で治療やケアの方針の選択を迫られる場合があるため、あらかじめ家族等で話し合いをしておくことが重要である。

1. 職員や利用者の感染やクラスターが発生した場合

必要最低限のサービス提供又は、サービス提供の中止や事業所の変更等の可能性もあることを伝えておく。

４　報告と相談について

1. 連絡体制の構築

事業所内での他事業所との連絡事項等の取り決めをし、休日においても本人・家族・かかりつけ医・ケアマネジャー・地域包括支援センター・介護保険課・保健所に速やかに連絡できる体制を構築しておく。

1. 利用者一覧の作成

氏名、要介護度、担当ケアマネジャー、利用しているサービス等を一覧として作成しておき、感染者発生時等に速やかに対応できるようにしておく（エクセルシート参照）。